

企画委員会設置要綱

（目的）

第1条 関係者が協働して、奈良県の医療従事者の勤務環境の改善等に取り組むため、恒常的な連絡協議の場として「企画委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の看護師等をはじめとする医療従事者の勤務環境の改善に関する事項
- (2) その他

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の事務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、テーマに応じ、必要と認めるときは、本委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 委員会は原則非公開で開催する。

4 委員会の概要を記録する。

（定足数）

第5条 委員会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

（事務局）

第6条 委員会の庶務は、奈良労働局労働基準部において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月28日から施行する。